

川崎市屋外広告物条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (罰則) 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 (1) 第22条第1項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者(第36条第1項に規定する者を除く。) (2) 不正の手段により第22条第1項の登録を受けた者 (3) 第35条第1項又は第36条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者	○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (罰則) 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 (1) 第22条第1項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者(第36条第1項に規定する者を除く。) (2) 不正の手段により第22条第1項の登録を受けた者 (3) 第35条第1項又は第36条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者